

別添資料

小規模多機能型居宅介護

事業計画提案書について

提出書類のうち、事業運営に関する提案書は、以下の内容について記入してください。
なお、当該提案書は、審査の中心となる資料ですので、できる限り具体的に実現可能な計画を記入してください。

1 法人の適格性

(1) 法人の理念・姿勢

法人の理念や経営理念（方針）を記入するとともに、職員や利用者に対する理念の周知方法、理念に基づいた運営の実践状況等を記入してください。

(2) 個人情報の取扱い、職員の守秘義務に関する取組み

利用者等に関する種類・データなどの個人情報の管理方法や

(3) 法令等の遵守に関する取組み（労働関係法令の遵守を含む）

労働関係法令を含む法令等の遵守に関する方針や取組み等を記入してください。

(4) 利用者への情報提供・情報公開に関する考え方

利用（申込）者への情報提供や情報公開についての考え方や取組み等を記入してください。

(5) 自己評価・外部評価及び情報公表に関する考え方

自己評価や第三者評価の実施に関する考え方を記入してください。また、法人・施設等の情報や評価結果の公表に関する考え方を記入してください。

(6) 運営の適正化・効率化への取組み

適正かつ効率的な事業運営を行うための経営努力に関する考え方や取組み等を記入してください。

2 事業に対する企画力

(1) 地域住民との交流を重視した運営を行うために工夫する点

地域住民との交流を重視した運営を行うために、工夫する点等を記入してください。

(2) 質の高いサービス提供に向けた取組み

質の高いサービスを提供するための考え方や取組み等を記入してください。

(3) その他（地域密着型サービスを提供する法人としての独自の取組み）

事業提案にあたって、特に強調したい点や特徴、施設や設備面で利用者に配

慮する点等を記入してください。

3 運営全般

(1) 事故防止への取組み及び事故発生時の対応

事故発生防止のための日常的な点検体制、事故発生時の対処方法、再発防止に向けた取組み、管理上の不具合や小さな問題（ヒヤリハット等）が発生した際の対処方法等に関する考え方や取組み等を記入してください。

(2) 衛生管理体制

日常的な衛生管理体制や食中毒及び感染症等の発生防止、発生時の対応並びに再発防止に関する考え方や取組み等を記入してください。

(3) 非常災害対策

非常災害に備えた危機管理体制等を記入してください。

(4) 介護の方針

小規模多機能型居宅介護における利用者への介護の方針等を記入してください。

(5) サービスを利用していない日における登録者への関わりについて

サービスを利用していない日における登録者への関わり方について記入してください。

(6) 利用者の急変時の体制

利用者の急変時の具体的な対応について記入してください。

(7) 苦情処理・解決体制

苦情の受付体制や解決・再発防止体制、苦情をサービスの質の向上に活かすための考え方や取組み等を記入してください。

(8) 利用料の算定根拠

利用料（居住費・食費等）の算定根拠を記入してください。

(9) 家族等との連携体制

家族等との連携（家族の意見、家族への情報提供、家族間交流等）及び利用者と家族との交流の機会の確保に関する考え方や取組み等を記入してください。

(10) 虐待防止に対する考え方・取組み

虐待の防止や虐待対応に関する方針や取組み等を記入してください。

(11) 利用者の重度化への対応

利用者の重度化に対する考え方や取組み等を記入してください。

(12) 協力病院・協力歯科医院との連携及び支援体制

協力病院・協力歯科医院との連携及び支援体制の内容を記入してください。

(13) 運営推進会議の設置及び活用に関する考え方

運営推進会議の構成員や会議の内容、運営推進会議をサービスに活かしていくための考え方を記入してください。

4 職員体制

- (1) 職員の採用についての考え方や配置計画・人材確保の取り組みなど
職員の採用についての考え方や配置計画の内容（配置人数・有資格者数等）
人材確保の取り組み等を記入してください。
- (2) 職員の待遇等について
職員のやる気や満足度を高めるための職場の環境づくり、人事制度・待遇
についての考え方や取り組み等を記入してください。
- (3) 研修制度の内容
事業所内での研修や外部研修の利用など、職員の研修制度の内容等を記入
してください。

※ なお、小規模多機能型居宅介護は、以下の定員等を遵守したうえ、提案書等を提出してください。

登録定員 : 29人以下

通いサービス : 15人以下

ただし、登録定員が26人以上29人以下の場合は、居間及び食堂を合計した面積が、「利用者の処遇に支障がないと認められる十分な広さが確保されている場合」は、通いサービスに係る定員を18人とすることができる。

宿泊定員 : 通いサービスの利用定員の3分の1から9人